

臨時議会開催
合併協議会設置の賛否を問う

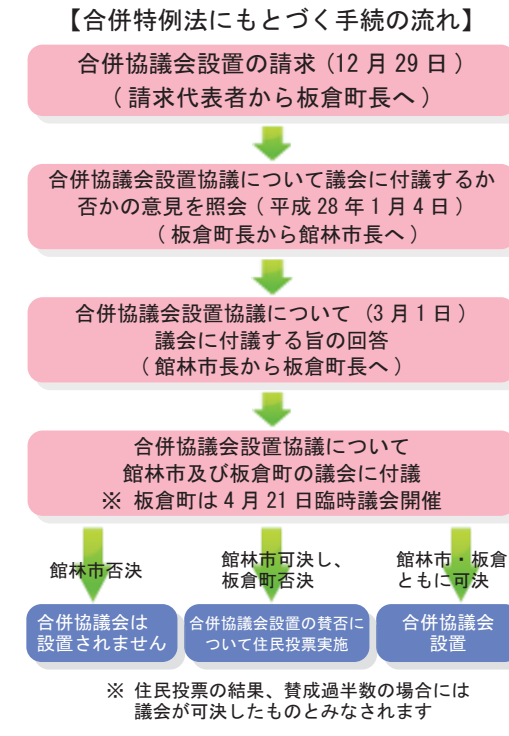
開催日時 4月21日(木)
午前9時から

審議内容 館林市・板倉町合併協議会設置について

平成27年12月、請求代表者から板倉町長へ「合併協議会設置請求書」が提出され、1月に館林市長に対して合併協議会設置協議について議会に付議するか否かの意見を求めたところ、3月1日、館林市長から板倉町長に対し、「合併協議会設置協議について館林市議会に付議する」との回答がありました。この回答を受け、町では、臨時議会を開催し、合併協議会設置の賛否について、審議します(傍聴者多数の場合は、入場を制限することがあります)。

なお、館林市及び板倉町の議会が可決の場合、合併協議会が設置されますが、4月15日(金)の館林市議会において否決された場合には、合併協議会が設置されません。また、館林市議会が可決し、かつ板倉町議会が否決した場合については、住民投票を実施します。

問合せ 企画調整係
☎内線141



選挙管理委員
山内さんと小野田さんが新たに就任

3月3日(木)の町議会で、山内正充さん、小野田國雄さんが、選挙管理委員に当選し、3月18日(金)就任されました。

また、任期満了に伴い、菅井弘さん(除川)と大出彰さん(大曲)のお二方が退任されました。菅井さんは12年間、大出さんは2年間にわたり、選挙の適正な執行、明るい選挙の推進に尽力されました。お二人には、これらの功績に対し、町長から感謝状が贈呈されました。

問合せ 行政安全係
☎内線121



火葬費補助金
4月より補助金が増額されます

4月から館林市斎場の使用料が改正され、火葬費補助金の支給額が増額となります。

具体例
○死亡届出と同時に館林市斎場の火葬許可を受ける場合
役場窓口でお預かりする金額は、63,240円(死亡者が12歳以上・待合室利用含む場合)となりますが、申請により後日60,000円の補助金が支給されます。

申請期限 火葬が許可された日から1年以内
申請に必要なもの 認め印、申請者の口座番号がわかるもの(通帳など)、火葬場の領収書(館林市斎場以外で火葬した場合)、委任状(申請者と振込先の名義人が異なる場合)
申請先・問合せ 戸籍年金係
☎内線231

生涯学習係が中央公民館へ
4月1日から教育委員会事務局生涯学習係の事務室が、中央公民館に変わります。

生涯学習係では、昨年度までの生涯学習係及び中央公民館の事務に加えて、これまで企画財政課企画調整係が行っていた国際交流に関する事務を行います。公民館の休館日は、変わりません。

生涯学習係の主な事務
生涯学習の推進、社会教育関係団体の育成、青少年・家庭教育、文化財の保護活用、芸術文化の振興、中央公民館業務、国際交流など。

※公民館の休館日
月曜日及び休日

○生涯学習係(中央公民館)
☎8212435
FAX 8212436

幼稚園の事務は
福祉課子育て支援係へ

これまで教育委員会事務局総務学校係が行っていた幼稚園に関する事務を、福祉課子育て支援係が行います。

○子育て支援係
☎内線313
問合せ 秘書人事係
☎内線111

土地や家屋の価格を知ることが出来ます

4月1日(金)から5月31日(火)まで、町内の土地家屋の価格などが記載されている縦覧帳簿を見ることが出来ます。

これにより、自分の資産評価額が適正なのかどうかを町内の他の資産と比較・確認することが出来ます。

縦覧対象者
町内に土地建物を所有している固定資産税納税義務者のかた及びその代理人のかた
※家族の代理であっても、代理人の場合は、委任状が必要です

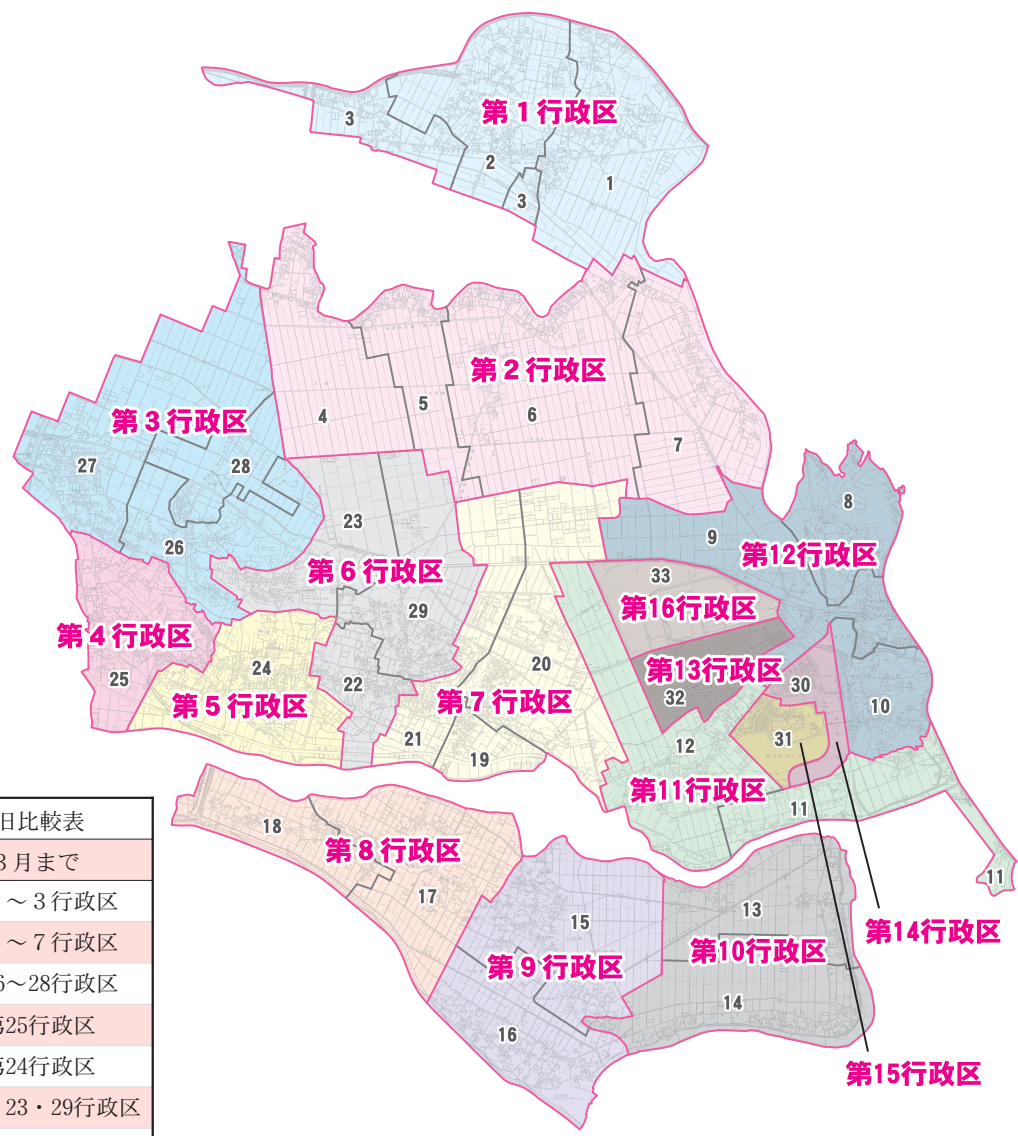
縦覧内容
①土地(所在・地番・地目・地積・評価額)
②家屋(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額)

縦覧期間
4月1日(金)～5月31日(火)
※土日・祝日を除く

時間
午前9時～午後5時

閲覧場所
第2庁舎戸籍課課務課資産係
持参するもの
身分証明書(運転免許証やパスポートなど、本人確認ができるもの)

問合せ 資産税係
☎内線215・216



行政区再編
4月から行政区名称が変更になります
お住まいの行政区をご確認ください

行政区名称新旧比較表

4月から	3月まで
第1行政区	第1～3行政区
第2行政区	第4～7行政区
第3行政区	第26～28行政区
第4行政区	第25行政区
第5行政区	第24行政区
第6行政区	第22・23・29行政区
第7行政区	第19～21行政区
第8行政区	第17・18行政区
第9行政区	第15・16行政区
第10行政区	第13・14行政区
第11行政区	第11・12行政区
第12行政区	第8～10行政区
第13行政区	第32行政区
第14行政区	第30行政区
第15行政区	第31行政区
第16行政区	第33行政区

4月から行政区が再編され、これまでの全33行政区から全16行政区へ変更となるとともに、行政区名称が変更になります。

新しい行政区名称は、町民に馴染みやすい数字による名称とし、ニュータウン事業による将来的な世帯数の増加に伴う変動を考慮して割り当てています。行政区は、地域づくりの柱となる重要な組織です。行政区再編により生み出される広域的な地域活動や住民交流の活性化を図り、より良い地域づくりを進めていきます。

問合せ 行政安全係
☎内線121